

# 1 意思表示

出題確率 80%

## 出題のツボ!

- ・ 過去 10 年間で 8 回出題されている。昨年は 2 回の試験のいずれも出題されておらず、**今年は何らかの形で出題可能性が非常に高い。**
- ・ 詐欺や錯誤について、**2020 年 4 月施行の改正点で未出題のポイントが出題される可能性が高い。**
- ・ 2007 年以来出題がない心裡留保も、第三者との関係に関する改正点が未出題なので要注意。

## ズバリ!こんな問題が出る!!

**問題 1** A 所有の甲土地について、A と B との間で売買契約が締結された。この場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 B が甲土地を C に転売した後、A が B の詐欺を理由に A B 間の売買契約を取り消した場合、C が B の詐欺を知らなかったことについて過失があったとしても、C が所有権移転登記を備えていれば、甲土地の所有権は C に帰属する。
- 2 A が第三者 D の詐欺によって B と売買契約を締結していた場合、B が D の詐欺を知らなかったことについて過失があったとしても、A が当該売買契約を取り消すことはできない。
- 3 B が甲土地を C に転売した後、A が第三者 D の詐欺を理由に A B 間の売買契約を取り消した場合、C が D の詐欺について善意無過失であったとしても、甲土地の所有権は A に帰属する。
- 4 A が B の詐欺を理由に A B 間の売買契約を取り消した後、B が甲土地を C に転売した場合、C が所有権移転登記を備えていれば、C が B の詐欺を知っていたとしても、甲土地の所有権は C に帰属する。

## 肢別演習

次の①～③の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけよ。

- ① AがBに対し甲地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。この場合、Aに重大な過失があっても、Bが過失によりAの錯誤に気づかなかったのであれば、Aは当該意思表示を取り消すことができる。
- ② AがBに対し甲地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。この場合、Aに重大な過失があっても、BがAと同一の錯誤に陥っていたときは、Aは当該意思表示を取り消すことができる。
- ③ A所有の甲土地につき、Bとの間で売買契約を締結した。Aの売渡し申込みの意思は真意ではなく、BもAの意思が真意ではないことを知っていたが、Bは甲土地をCに売却した。CはAの売渡し申込みの意思がAの真意ではないことを知らなかったがCに過失がある場合、Aは当該契約の無効をCに対抗することができない。

# 権利関係

## 1 意思表示

### 問題1 正解肢4

- 1 × 詐欺による取消しは、善意無過失の第三者に対抗することはできないが、善意だが過失のある第三者には対抗することができる。第三者が登記を備えているかどうかを問わない。したがって、Cに過失があればAは取消しをCに対抗でき、その結果、甲土地の所有権はAに帰属する。
- 2 × 第三者による詐欺は、相手方が悪意であるか過失があれば取り消すことができる。本肢の場合、相手方Bは、第三者Dの詐欺を知らなかったことについて過失があるので、Aは当該売買契約を取り消すことができる。
- 3 × 詐欺による取消しは、善意無過失の第三者に対抗することはできない。この点は、第三者詐欺による取消しの場合であっても同様である。したがって、Cが善意無過失である以上、Aは取消しをCに対抗することができず、その結果、甲土地の所有権はCに帰属する。
- 4 ○ 取消後の第三者に対しては、登記がなければ取消しによる権利の復帰を対抗できない。第三者の善意・悪意は問わない。したがって、Cが悪意であっても、Cが所有権移転登記を備えている以上、Aは甲土地の権利をCに対抗することができず、その結果、甲土地の所有権はCに帰属する。

### 肢別演習

- ① × 錯誤による意思表示であっても、表意者に重大な過失がある場合、原則として表意者は当該意思表示を取り消すことができない。もっとも、相手方が表意者の錯誤を知っていたか、または重大な過失によって知らなかったときは、表意者は当該意思表示を取り消すことができる。しかるに、本肢のBは過失によってAの錯誤に気づかなかったのであって、「重大な過失」があったわけではない。したがって、原則通り、Aは当該意思表示を取り消すことができない。
- ② ○ ①の解説でも述べたとおり、錯誤による意思表示であっても、表意者に重大な過失があれば、表意者は当該意思表示を取り消すことができない。もっとも、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合は、表意者は当該意思表示を取り消すことができる。
- ③ ○ 心裡留保による無効は、善意の第三者に対抗することができない。したがって、Aは当該契約の無効をCに対抗することができない。